

北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画について

1 振興計画の作成について

北方領土隣接地域は、北方領土問題が未解決であることにより、戦後はその望ましい地域社会としての発展が阻害されるという特殊な事情の下に置かれています。

このような状況に対応するために国において「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和 57 年法律第 85 号。以下「特別措置法」という。）」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針（平成 22 年 4 月 1 日内閣府・外務省・国土交通省告示第 1 号。以下「基本方針」という。）」が定められました。

この法令により、北海道知事は、北方領土隣接地域の市及び町の長の意見を聴いて北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するための計画を作成し、国土交通大臣に協議を行い、同意を求めることができるものとされています。

道ではこの規定に基づき昭和 58 年以降、「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画（以下「振興計画」という。）」を策定し、各般にわたる施策の総合的・計画的な推進を図ることとしています。

2 振興計画の性格

振興計画は北方領土返還要求運動の拠点である北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策の大綱を定めるものです。

3 計画作成の根拠

特別措置法第 6 条第 1 項及び基本方針第 4

4 振興計画に基づく事業の優遇措置等

振興計画に基づいて北方領土隣接地域の市町及び道が実施する事業については、次の優遇措置等の対象となります。

(1) 振興計画に基づく市町事業に係る国の負担割合の引上げ措置（特別措置法第 7 条）

※ 引上げ率：1.25 倍を上限

※ 対象事業：道路、河川、下水道、公営住宅等

(2) 地方債についての配慮（特別措置法第 8 条）

(3) 財政上の配慮等（特別措置法第 9 条）

(4) 北方領土隣接地域振興等補助金による助成（特別措置法第 10 条）

5 振興計画の対象地域

北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町）を対象としています。

6 振興計画の期間

振興計画は、「基本方針」の規定により、おおむね5年を一期とし、昭和58年度から北方領土が我が国に返還されるまでの間、継続して策定します。

(これまでの策定状況)

- 第1期計画 昭和58年度～昭和62年度 (内閣総理大臣承認 S58. 8. 19)
- 第2期計画 昭和63年度～平成4年度 (内閣総理大臣承認 S63. 7. 6)
- 第3期計画 平成5年度～平成9年度 (内閣総理大臣承認 H5. 6. 4)
- 第4期計画 平成10年度～平成14年度 (内閣総理大臣承認 H10. 7. 7)
- 第5期計画 平成15年度～平成19年度 (国土交通大臣同意 H15. 10. 17)
- 第6期計画 平成20年度～平成24年度 (国土交通大臣同意 H20. 4. 18)
- 第7期計画 平成25年度～平成29年度 (国土交通大臣同意 H25. 4. 26)

7 振興計画の内容等

振興計画には、特別措置法及び基本方針により次の内容を規定することとされています。

(1) 振興計画に定める事項 (特別措置法第6条第2項)

- 一 北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する基本的な事項
- 二 交通施設及び通信施設の整備に関する事項
- 三 国土保全及び水資源開発に関する事項
- 四 教育及び文化の振興に関する事項
- 五 生活環境施設及び社会福祉施設の整備に関する事項
- 六 医療の確保に関する事項
- 七 農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する事項
- 八 観光の開発に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定のために必要な事項

(2) 振興計画の施策の基本方向 (基本方針第4-2(4))

- ア 北方領土隣接地域における社会・経済の安定的な発展の基盤を形成するため、交通施設及び通信施設の整備を図るとともに、国土の保全及び水資源の開発を図る。
- イ 北方領土隣接地域の住民の生活の安定に資するため、教育及び文化の振興を図るとともに、住宅、生活環境施設及び社会福祉施設の整備を図るほか、医療の確保に努める。
- ウ 北方領土隣接地域における活力ある地域経済の展開のため、農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発を図る。
- エ アからウまでに掲げるもののほか、北方領土隣接地域が置かれている特殊な事情に起因する諸問題の解決に資するため、地域の振興及び住民の生活の安定のために必要な施策について、適切な計画を策定する。

8 留意事項等

振興計画の策定及び実施にあたっては、基本方針により次の事項に留意することとされています。

- (1) 振興計画の策定にあたっては、北海道総合開発計画との整合性を保つよう十分配慮する。
- (2) 振興計画の策定にあたっては、計画対象区域の市町の基本構想等との関連に十分配慮する。
- (3) 振興計画の策定及びその実施にあたっては、自然環境等環境の保全に十分配慮する。
- (4) 振興計画に基づき北方領土隣接地域の市町が行う事業については、当該市町の財政運営に支障を及ぼさないよう十分配慮する。
- (5) 振興計画の実施にあたっては、今後の国、地方公共団体の財政事情等社会経済情勢の推移に応じて、弾力的な運用を図る。